高齢者ふれあい会食サービス事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、民生委員児童委員や調理ボランティア等（以下、「団体」という。）が、高齢者の孤立化を防止し、地域での交流を図るために実施する高齢者ふれあい会食サービス（以下、「会食サービス」という。）に対し、伊勢市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、経費を助成することを目的に定める。

（利用者）

第２条　この事業の利用者は、７０歳以上の単身世帯で、かつ伊勢市内に在住する者とする。ただし、実施地域の実情等を勘案した上で、団体が必要と認めた場合は、次の各号のいずれかに該当する者も対象とする。

（１）７０歳以上の高齢者世帯

（２）７０歳以上の日中独居者

（３）その他、社協会長が認めた者

（実施地域）

第３条　この事業は、原則として伊勢市内において実施する。

（実施回数）

第４条　この事業の実施回数は、概ね月１回とする。

（助成対象経費）

第５条　助成対象経費は、次の各号に掲げるものとし、助成回数は、年間１２回(月1回)を限度とする。

（１）食事代として、月1回１食１人当たり３５０円。

　　　ただし、第２条記載の利用者と、団体に属する協力者を助成の対象とする。

（２）会場使用料として、１回当たり上限１，０５０円。

（３）普通傷害保険の保険料

　　　ただし、社協が加入手続き等を行い、直接、保険料を保険会社に支払うものとする。

（事業の申請及び報告）

第６条　第２条に該当し、会食サービスの利用を希望する者は、社協若しくは団体に申し込みをする。

２　会食サービスの実施を予定している団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業実施申請書【計画書】（様式第１号）を社協会長に提出する。

３　会食サービスを実施した団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業実施報告書（様式第２号）により、社協会長に結果を報告する。

４　経費を立て替えた団体は、高齢者ふれあい会食サービス事業立て替え金請求書（様式第３号）により、社協会長に経費を請求する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

　　附　則

　　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２５年１０月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。